

令和7年度 石垣市放課後児童健全育成事業指導監査実施計画

石垣市放課後児童健全育成事業指導監査実施要綱（令和7年石垣市告示第118号）第7条の規定に基づき、令和7年度の指導監査実施計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

市内の放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）に対して、「石垣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石垣市条例第24号。以下「基準条例」という。）」、「放課後児童クラブ運営指針（改正）（令和7年1月22日こ成環第16号）」、「石垣市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（令和6年石垣市告示第117号）」、「石垣市民間放課後児童クラブにおける重大事故検証報告書（令和7年3月）」に規定・提言されている基準等が遵守され、事業の適正な水準が維持されているか確認するため、定期的に指導監査を実施する。

2. 指導監査の実施方法

毎年書面により行う自己検査と、おおむね3年に1回実地により行う一般指導監査により行う。自己検査または一般指導監査において特に必要があると認められる事業者に対しては、隨時特別監査を行う。

3. 重点着眼事項

- (1) 放課後児童支援員等の配置が適切になされているか。
 - ①放課後児童支援員等の配置については、基準条例第10条において、支援単位ごとに2人以上（うち1人は補助員でも可）配置しなければならないと定めている。配置については、各放課後児童クラブが運営規程で定めた開所時間の全ての時間において必要であり、利用児童が少ない時間においても同様である。
 - ②開所日数及び時間については、運営規程で定めた開所時間（原則、学校の授業の休業日は1日8時間、それ以外の日は1日3時間以上）を年間250日以上開所することとなっており、利用児童がいるかどうかにかかわらず開所時間中は支援員等を2人以上配置しなければならない。
- (2) 利用児童及び職員の健康管理・安全確保が適切になされているか。
 - ①利用児童の出席状況、心身の状態を書面等で適切に把握し、保護者との面談などを実施して適切に情報収取をしているか。
 - ②職員の健康診断等は適切に行われているか。
 - ③おやつ等の提供に際して、食品の保存期限や保管時の温度管理等の衛生管理及び児童の手洗い、うがい等の衛生指導を行っているか。食物アレルギーのある児童への対応は

適切か。

④日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行っているか。

(3) 防災及び防犯対策がなされているか。

- ①消火器等の消火器具や非常口、非常階段等、非常災害に対する設備があるか。
- ②安全計画、非常災害に対する具体的計画等を立てているか。
- ③非常災害に対する定期的な訓練等を年2回以上実施しているか。
- ④外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練等を実施しているか。

(4) 石垣市民間放課後児童クラブにおける重大事故検証報告書の提言に沿った運営がなされているか。

- ① 入所時に児童の実態を把握する様式（例：児童調査票）を活用して情報収集の仕組みを構築しているか。
- ② 特別な配慮が必要な児童の受入時に、保護者への面談を実施し、家庭での状況や保護者の要望などを聞き取りしているか。
- ③ 必要に応じて、保護者・学校・クラブの三者で情報交換の場（場合によっては定期的に）を設けているか。（該当する場合）
- ④ 児童に関する会議記録を保存し、職員に周知し職員間に認識の差が無いようにしているか。
- ⑤ 入所後も保護者と信頼関係を築き、定期的に情報共有しているか。
- ⑥ クラブの事故防止・対応マニュアルが実態に即した内容になっているか。
- ⑦ マニュアル内容を職員全員が理解し認識の差が無いようにしているか。
- ⑧ 窒息・誤嚥・アナフィラキシー等への実践的な訓練を行っているか。
- ⑨ 救命講習（AED含む）を定期的に受講しているか。
- ⑩ AEDを確保する、もしくは設置されていない場合、職員全員は最寄の設置場所を把握しているか。
- ⑪ 施設長が職員の指導・育成に積極的に取り組んでいるか。
- ⑫ 育成支援や緊急時訓練等の研修を全職員が毎年受講できているか。
- ⑬ 職員が意見や不安を伝えやすい職場環境を整えているか。
- ⑭ ヒヤリハットの情報を職員間で共有し、改善を話し合う場があるか。

4. 結果通知等

(1) 文書による指導

法令等の違反が認められる場合は、文書で指導し、改善結果について報告を求めるものとする。

(2) 口頭による指導

法令等の違反が軽微であると認められる場合は、口頭で指導し、文書による改善結果報告は求めず、次回監査において改善状況を確認するものとする。

(3) 改善が図られない場合

文書による指導を行い、定められた期限を経過しても改善が図られない場合は事業者に対し、再度必要な指導を行うものとする。

再指導に対しても改善がされないと認められるときは、児童福祉法（以下、「法」という）に基づく必要な措置を命ずるものとする。

法もしくは命令に基づいてする処分に違反したときは、事業の制限又は停止を命ずるとともに、石垣市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第12条第1項第5号に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付ある時は同交付要綱第13条に基づき返還を命ずるものとする。

5. 実施時期等

実施時期	実施内容
6月中	指導監査実施計画の策定
6月下旬	指導監査チェックシートの送付（市→事業所）
7月下旬	指導監査チェックシートの提供（事業所→市）
8月中旬	監査日程及び対象事業所の決定
9月上旬	監査実施通知の送付
9月～12月	監査実施